

富山市商工業振興資金融資制度一覧表

(令和8年4月1日現在)

(令和8年6月30日申込みまで)

資金名	融資要件	資金使途	融資限度額	融資期間及び償還方法	実質利率	保証率	連帯保証人	担保	融資申込先他
運転資金	1. 本市に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一業種を継続して営んでいること。 2. 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業を営んでいること。 3. 納期が到来している全ての市税を完納していること。 4. 事業計画が妥当であり、償還計画どおり行われると見込まれること。 5. 富山市屋外広告物条例の規定に違反して屋外広告物等の表示や設置をしていないこと。 6. 申込時に既に融資を受けている運転資金を借り換える場合は、その2分の1以上を償還し、かつ、返済期間も2分の1以上経過していること。	運転資金 1. 商品(原材料)仕入 2. 買掛金(手形)決済 3. 諸経費支払 4. その他	2,000万円	5年以内の元金均等月賦償還 (6ヶ月以内の据置を含む。)	年1.05% (融資利率1.75%) (市助成率0.70%)	年0.35 ~1.05%	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ ----- 原則として代表理事のみ (中小企業団体)(*1)	必要と認めるとき	
経営安定資金	1. 運転資金の要件の1から5の要件を備えていること。 2. 次のいずれかの要件を備え、経営の安定に支障を生じていること。 ①倒産企業に対し、30万円以上の債権を有すること。 ②操業短縮企業に対する取引額が総取引額の20%以上であること。 ③最近3ヶ月の売上額が過去3年間のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少していること。 ④直近の決算における経常損益で欠損となっていること。(※2) ※富山商工会議所又は市内各商工会の認定を受け、申込時に認定書を添付してください。	運転資金 1. 商品(原材料)仕入 2. 買掛金(手形)決済 3. 諸経費支払 4. その他	1,000万円	5年以内の元金均等月賦償還 (6ヶ月以内の据置を含む。) ただし、市長が指定した経営指導を受けた者にあつては7年以内(1年以内の据置を含む。)					
経営安定資金(災害枠)	1. 運転資金の要件の2から5の要件を備えていること。 2. 本市に住所又は主たる事業所を有していること。 3. 申込の日から起算して過去1年以内に発生した、地震、風水害、火災その他の災害により、経営の安定に著しい支障を生じており、本市発行の『罹(り)災証明書』または『被災届出証明書』の交付を受けていること。 4. 次のいずれかの要件を備えていること。 ①災害により被害を受けた事業の用に直接供する建物、機械器具等を市内に新たに設置し、又は修繕するために要する資金であること。 ②災害からの復旧に要する運転資金であること。	運転資金 設備資金 (用地の取得費・造成費は対象外とする。)	2,500万円	10年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年0.95% (融資利率1.75%) (市助成率0.80%)	年0.35 ~1.05%	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	必要と認めるとき	商工労政課 取扱金融機関
経営安定資金(激甚災害枠)	1. 運転資金の要件の2から5の要件を備えていること。 2. 市内に住所又は主たる事業所を有していること。 3. 申込の日から起算して過去1年以内に指定された激甚災害(以下単に「激甚災害」という。)により経営の安定に著しい支障を生じており、富山市発行の『罹(り)災証明書』または『被災届出証明書』の交付を受けていること。 4. 次のいずれかの要件を備えていること。 ①激甚災害により被害を受けた事業の用に直接供する建物、機械器具等を市内に新たに設置し、又は修繕復旧するために要する資金であること。 ②地震による液状化により地盤や土壌に被害を受け、建物等の復旧工事に必要な範囲内の地盤改良、土壌改良を行うために要する資金であること。 ③激甚災害による被害の復旧に要する運転資金であること。	運転資金 設備資金 (用地の取得費は対象外とする。)	5,000万円	10年以内の元金均等月賦償還 (3年以内の据置を含む。)		年0.35 ~1.05% (市が全額補給)			
設備投資支援資金	1. 運転資金の要件の1から5の要件を備えていること。 2. 次のいずれかの要件を備えていること。 ①近代化施設、車両運搬器具(*3)、機械装置その他附属設備で耐用年数が1年以上のものに設置に要する資金であること。 ②店舗又は事業の用に直接供する建物を市内に新築又は増改築するために要する資金であること。 ③従業員のための宿舍、給食施設、休養施設、保健衛生施設、教養文化施設又は屋内、屋外体育施設(これらの施設の附属設備を含む。)を新築又は増改築するために要する資金であること。 ④工場等(*4)の周辺地域の環境の整備(緑地の設置など)に要する資金であること。	設備資金 (①~③については、用地の取得費・造成費は対象外とする。)	1億円(*5)	10年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年0.50% (融資利率2.00%) (市助成率1.50%)(*5)	年0.35 ~1.05%	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	必要と認めるとき	
企業立地促進事業資金	1. 運転資金の要件の3及び5の要件を備えていること。 2. 次のいずれかの地域において工場等(*4)の新設、移設又は増設を行うために要する資金であること。(建物及び建物と同時取得の用地費のみ対象とする。但し、下記①において、賃貸している企業がその用地を購入する場合は、土地のみも可とする。) ①市が造成した工業団地又は工場立地法に基づく工場適地 ②本市の特定地域(工業専用地域、工業地域、準工業地域)	設備資金	2億円	12年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年0.20% (融資利率1.70%) (市助成率1.50%)	年0.35 ~1.05%	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	原則として徴する	商工労政課 取扱金融機関
高度化事業資金	1. 組合員又は出資者の3分の2以上の者が本市に住所を有していること。 2. 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第3条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する事業又は市長がこれに準じると認める事業を行うために要する資金であること。 3. 運転資金の要件の3及び5の要件を備えていること。	高度化事業資金	1億円	10年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年1.00% (融資利率2.50%) (市助成率1.50%)	年0.35 ~1.05%	原則として代表理事のみ (中小企業団体)(*1)	必要と認めるとき	◎事前に、本市へ対象設備の認定申請を行う必要があります。

*1 中小企業団体が利用できる資金は、運転資金と高度化事業資金のみです。

*2 直近決算から6ヶ月以上経過している場合は、最新の試算表においても経常損益で欠損となっていることが必要です。

*3 3ナンバー、5ナンバーの車両は融資対象外です。(ただし、運転代行業用車両、福祉車両は除きます。)

*4 工場等とは、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、デザイン業、ディスプレイ業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所の用に直接供する建物及び構築物です。

*5 設備投資支援資金の融資限度額を従来の5千万円から1億円に拡充しています。(取扱期間は令和9年3月31日まで)
利子助成率を1.2%から1.5%に拡充しています。(取扱期間は令和8年6月30日まで)

資金名	融資要件	資金使途	融資限度額	融資期間及び償還方法	実質利率	保証率	連帯保証人	担保	融資申込先他
創業者支援資金	1. 次のいずれかの要件を備え、市内で開業すること。 ①同一業種に1年以上継続して勤務し、当該業種と同一業種の事業を営むために要する資金であること。 ②法律に基づく資格を有している者が、当該資格に係る事業を営むために要する資金であること。 ③市長が指定した経営指導を受けた者が、事業を営むために要する資金であること。 2. 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の事業であること。 3. 運転資金の要件の3及び5の要件を備えていること。 4. 事業計画が妥当であり、これを実施する能力を有する者と認められること。	運転資金 設備資金 (用地の取得費・造成費は対象外とする。)	1,000万円 (事業費の80%以内)	10年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年0.30% (融資利率1.80%) (付助成率1.50%)	年0.35 ～1.05%	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	必要と認めるとき	商工労政課 *金融機関からの保証依頼はできません。
第二創業支援資金	1. 次のいずれかの要件を備えていること。 ①これまで行ってきた事業が所属する業種と日本標準産業分類(中分類)が異なる業種で、市内にて新たに事業展開を行うために要する資金であること。【新事業展開(*6)】 ②中小企業である会社が、新たに中小企業の会社を市内で設立し、具体的な計画のもと当該会社で事業展開を行うために要する経費であること。【分社化(*7)】 ③富山市新産業評価委員会の審査において、事業計画等について一定の評価を得た者が本市で当該事業を営むために要する資金であること。 2. 創業者支援資金の要件の2から4までに適合していること。	運転資金 設備資金 (用地の取得費・造成費は対象外とする。)	5,000万円 (内、運転資金は1,000万円とする。)	10年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年0.30% (融資利率1.80%) (付助成率1.50%)	年0.35 ～1.05%	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	必要と認めるとき	
環境保全設備資金	1. 運転資金の要件の1から5の要件を備えていること。 2. 事業の用に直接供するため、次のいずれかの設備に要する資金であること。 ①太陽光発電 ②風力発電 ③バイオマス関連 ④中小規模水力発電 ⑤地熱発電 ⑥太陽光利用 ⑦温度差熱利用 ⑧バイオマス熱利用 ⑨雪氷熱利用 ⑩バイオマス燃料製造 ⑪クリーンエネルギー自動車(*8) ⑫天然ガスコージェネレーション ⑬燃料電池	設備資金 (用地の取得費・造成費は対象外とする。)	2,000万円	7年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年0.80% (融資利率2.00%) (付助成率1.20%)	年0.35 ～1.05%	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	必要と認めるとき	商工労政課 取扱金融機関
商店街空き店舗活用促進資金	1. 市内の商店街等で空き店舗となっている店舗を借りて事業を営もうとする者、または、空き店舗に出店し1年未満のもの。 2. 空き店舗となっている店舗で小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営むために要する資金であること。 3. 店舗が所在する商店街団体及び当該商店街団体地区を管轄する商工会議所または商工会に加入または、加入申込をしていること。 4. 創業者支援資金の要件の2から4までに適合していること(*9)。	運転資金 設備資金 (用地の取得費・造成費は対象外とする。)	2,000万円 (内、運転資金は1,000万円とする。)	7年以内の元金均等月賦償還 (1年以内の据置を含む。)	年0.50% (融資利率2.00%) (付助成率1.50%)	年0.35 ～1.05%	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	必要と認めるとき	商工労政課 *金融機関からの保証依頼はできません。

資金名	融資要件	資金使途	融資限度額	融資期間及び償還方法	融資利率	保証率	連帯保証人	担保	融資申込先他
緊急経営基盤安定資金 (取扱期間：令和9年3月31日まで)	1. 運転資金の1～5の要件を備えていること。 2. 本資金の利用により、経営の安定が見込まれること。 3. 事業経営に支障が生じ、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①最近1ヶ月の売上総利益が前年同期に比べて減少している。 ②最近1ヶ月の売上原価が前年同期に比べて上昇している。 ※富山商工会議所又は市内各商工会の認定を受け、申込時に認定書を添付してください。	運転資金 借換資金 (*10) 借換を伴わない運転資金のみの利用も可	5,000万円	8年以内の元金均等月賦償還 (6ヶ月以内の据置を含む。)	年1.20%	年0.35 ～1.05%	個人は原則として不要 法人は原則として代表者のみ	必要と認めるとき	商工労政課 取扱金融機関

- *6 現在行っている事業を廃止する場合や、新たに法人を設立して新事業展開を行う場合は対象外となります。(なお、分社化(*7)に該当する場合は対象となることがあります。)
- *7 分社化とは、中小企業者(法人)が、現在行っている事業を継続しながら新たな法人を設立し、その法人の筆頭株主になることです。
- *8 「ハイブリット自動車」、「電気自動車」、「メタノール自動車」、「天然ガス自動車」のみが該当し、3ナンバー、5ナンバーも融資対象とします。(事業の用に直接供することを明確にする必要があります。)
- *9 事業を営むものが創業者の場合は、「創業者支援資金」の対象となります。
- *10 借入後6ヶ月を経過している(据置期間中にあるものを除きます。)市制度融資資金の残高が対象となります。

※富山市商工業振興資金融資制度を利用できる中小企業者の要件や、申込添付書類等については、別紙「富山市商工業振興資金融資制度のご案内」をご覧ください。

・お問合せ先 富山市役所 商工労政課 TEL443-2070 FAX443-2183